令和4年 久留米市社会福祉協議会 仕様書

	令和4年 久留米市社会福祉協議会 仕様書
件名(業務名)	総合福祉センター外部改修工事
履行場所	久留米市総合福祉センター
	久留米市 長門石1丁目
履行期間	240日間(令和5年3月15日まで)
業務内容	久留米市総合福祉センターの外部改修(外壁・屋根防水・玄関庇)工事
	●外壁改修
	・外壁下地改修(下地調整材に石綿含有) <u>※試験施工の実施</u>
	・外壁塗装改修(RC部・鉄部とも)
	・外部建具改修
	・竪樋更新
	・目地、建具廻りシーリング更新
	・北側車庫 屋根撤去更新及び鉄部塗装改修
	• 南側車庫 屋根撤去更新
	・西側車庫 撤去更新
	●屋根改修
	・屋上、ルーフテラス、塔屋屋根、玄関上部 防水改修
	・バルコニー床 防水改修
	・屋上フェンス及び同基礎の撤去更新
	・高架水槽及び同目隠し壁の撤去
	●玄関庇改修
	・屋根折板の改修
	・軒裏、幕板の改修
	●上記に伴う電気設備改修
	・照明器具、外灯等の撤去更新(LED 化)
	・携帯電話基地局との施工調整(ソフトバンク社)
	・外部設置盤の補修、撤去更新
	●上記に伴う機械設備改修
	・ルーフテラス設置ガス空調設備機器の一時撤去再取付
	(工事完了後の試運転調整等を含む)
	・上記に伴う配管の撤去更新(一部再取付)
	・外壁廻り空調室外機の撤去・再取付
	・既設高架水槽撤去に伴う付帯工事
	・換気口、給気口の改修
	等
留意事項	以下の事項に留意すること
	・作業は、施設の業務に支障のないように行うこと
	・作業日時は、施設担当者と打ち合わせの上、決定すること
	・業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること
	・アスベストを含有する既存外壁下地の処理は、厚生労働省・環境省の定める「建築物等
	の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止徹底マニュアル/令和3年3月」を
	基本とし、本設計図書に準じた施工を遵守すること

その他

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

【暴力団排除に係る下請契約に関する事項】

受注者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。